

### 第136号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在学する者」の次に「(その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（給付の変更申請及び変更決定）

第7条の2 前条第1項の規定による奨学金の給付決定を受けた奨学生等候補者は、当該給付決定の内容に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、奨学金の給付の変更決定に係る申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定により奨学生等候補者から申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、当該給付の変更の決定を行う。

第9条に次の1号を加える。

（6） 入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者にあつては、当該給付の対象となつた確認大学等に入学又は進級をしなかつたとき。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条及び第9条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。

(提案理由)

奨学金の給付に係る資格要件を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。